

別表（デジタルポイント活用推進計画の認定等に関する取扱要領関係）

推進計画の内容	計画策定主体	計画認定の要件	推進計画の重要な変更
<p>域内消費の拡大を通じた経済活性化と地域のデジタル化を推進するために、市町村、商工会議所、商工会等で構成されるグループが取り組む、デジタルポイントを活用した取り組みについて、申請年度を初年度として3年度分を記載したもの。</p>	<p>構成員として、下記①及び②を全て含むグループであること。なお、事業を円滑に進めるとともに、効果を最大化するために、民間事業者や商業活性化に資する取組を行う団体を構成員に加えることは、差し支えない。</p> <p>①市町村 ②商工会議所又は商工会のいずれか</p> <p>なお、推進計画の作成、申請及び遂行状況報告等の事務手続きを円滑に進めるため、グループの構成員からこれらを一元的に管理する申請代表者を選定すること。</p>	<p>推進計画が下記の要件を全て満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が普及拡大を推進するデジタル身分証アプリを活用して、1ポイントを1円として県内の商業施設等で決済に使えるポイントを発行する事業を実施すること（ポイント利用場所を市町村内に限定することは、差し支えない）。 ・地域全体のデジタル化を推進するため、ポイントを利用する施設や機会を幅広く確保する計画であること（例えば、特定の施設や業種、イベント等に著しく偏ったポイント利用を推進する計画は、認定しない）。 ・事業完了時の市町村におけるデジタル身分証アプリ（または同アプリ上で機能する市町村独自のミニアプリ）の普及率（人口に対する登録者数の割合）が、事業開始時点から15%以上増加することが見込まれる計画であること。 ・目標達成のための事業実施体制と取組計画が適切なものであること。なお、計画の審査にあたっては、ポイントの一律配布に留まらず、デジタル商品券の発行など、より継続性や発展性に優れた事業を実施する計画を優先的に認定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果目標の変更 ・事業実施年度の変更 ・各年度における補助対象経費の30%を超える増減 ・その他、重要な変更と認められるもの（申請代表者の変更、取組内容の大幅な変更、事業実施主体の変更 等）